

島根県漁業試験船「島根丸」代船建造に係る一般競争入札の実施

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 6 条の規定により公告する。

令和 6 年 6 月 25 日

島根県知事 丸山 達也

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

島根県漁業試験船「島根丸」代船建造 一式

(2) 仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和 9 年 3 月 1 日（月）

(4) 納入場所

浜田漁港（島根県浜田市瀬戸ケ島町）または島根県が指定する場所

(5) 入札方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、入札書には見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を記載すること。

2 入札参加者の資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者を含む）でないこと。

(3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和 45 年島根県告示第 4 号）第 4 条の規定により、令和 4 年から 6 年までの物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格の認定を受け、営業種目が大分類「5 車両船舶類」小分類「(2)船舶」の入札参加資格の認定を受けている者であること。

(4) 入札に係る漁業試験船を建造するために必要な船台を現に有する者であること。

(5) 過去 15 年の間に国（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地

方独立行政法人及び公立大学法人を含む。)が所有する調査、研究、観測、実習又は練習を目的とする 170 トン以上の漁業試験船又はこれに準ずる船舶の建造実績があること。

- (6) 軽金属、鋼構造等の製作に必要な工場設備及び技術を有すること。
- (7) ISO9001 適合の認証を取得していること。
- (8) 提出された技術審査資料により行う技術審査で、この入札に係る漁業試験船を建造するために必要な技術的能力を有すると認められる者であること。
- (9) 建造された漁業試験船に関する緊急時の対応、保守点検、修理、部品供給その他のアフターサービスについて、対応窓口及び実施体制が十分整備されており、長期にわたり迅速かつ円滑な提供ができると認められるものであること。
- (10) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の指名競争入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- (11) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものを経営に関与させている者でないこと。
- (12) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

3 入札手続等

(1) 問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 島根県庁5階

島根県農林水産部沿岸漁業振興課

電話番号 (0852) 22-6015 ファックス番号 (0852) 22-6048

E-MAIL engan_gyogyo@pref.shimane.lg.jp

(2) 入札説明書の交付

令和6年6月25日(火)から同年7月19日(金)までの間、島根県ホームページの「入札情報」へ掲載する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和6年8月5日(月)午後2時

イ 場所 島根県松江市殿町1 島根県庁6F 603会議室（ただし、郵送により入札書を提出する場合は、(1)の場所に同日午前10時までに到着していること。）

4 その他

(1) 契約の手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約希望金額の100分の5以上を入札の開始までに納付するこ

と。ただし、島根県会計規則（昭和 39 年島根県規則第 22 号）第 61 条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上を納付すること。ただし、落札者が島根県会計規則第 69 条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札希望者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した事前提出書類を 3(1)の場所に令和 6 年 7 月 17 日（水）午後 5 時までに提出し、入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第 63 条各号のいずれかに該当するとき、当該入札者の入札は、無効とする。

(6) 契約書の作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第 62 条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 再度入札

再度入札は、2 回を限度として行うものとする。

(9) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県沿岸漁業振興課に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(10) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Type and quantity of the products to be manufactured : Fisheries research vessel, 1 set

(2) Date and time of tender : 14 : 00 P.M., August 5, 2024

(Applications by mail must arrive at the address written below by 10 : 00 A.M., August 5, 2024)

(3) Contact : Shimane Prefecture Agriculture, Forestry and Fisheries Department Coastal Fisheries Promotion Division,

1 Tonomachi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8501 Japan
Phone : 0852-22-6015